

返戻金制度について（注：甲が契約相手方名称、乙が株式会社 TFX）

（１）乙は、採用内定者が勤務開始日から３か月以内に自己都合により甲を退職した場合、採用内定者に係る受領済みの紹介手数料の５０％相当額を、採用内定者の退職日から３０日以内に甲に支払うものとする。ただし、（ア）甲が乙に対し採用内定者の退職日から１０営業日以内に退職の事実及びその理由を書面又は電子メールで通知していること及び（イ）甲が紹介手数料を支払期日までに支払っていることを条件とする。

（２）採用予定者の退職が、その名目上又は形式上の理由にかかわらず、採用内定者の労働条件が採用決定時の労働契約の内容と異なることに起因する場合又は甲による採用内定者に対する法令違反行為に起因する場合には、２．（１）に定める支払の対象には該当しないものとする。また、甲の責めに帰すべき事由に起因する採用内定者の退職、甲の都合による採用内定者の解雇又は採用内定者の死亡等、不測の事態による退職の場合にも、２．（１）に定める支払の対象には該当しないものとする。

（３）乙は、採用内定者が入社前に自己都合により内定を辞退した場合、当該採用内定者に関して甲より受領済みの紹介手数料を、甲に返還するものとする。